

北海道大麻高等学校における「学校いじめ防止基本方針」について

本方針は人権尊重の理念に基づき、北海道大麻高等学校の生徒一人一人が安全安心かつ心身とも健やかに充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ」の防止及び根絶を目的に策定するものである。

1 いじめの定義と学校及び学校の教職員の責務について

(以下、平成25年9月28日制定 いじめ防止対策推進法条文より抜粋)

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 学校及び学校の教職員の責務 (いじめ防止対策推進法 第8条)

学校及び学校の教職員は、基本理念に則り、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめに関する基本理念について

本校では次の2点を掲げ、学校をあげて組織的に対応していく。

(1) いじめ問題の対応は学校における最重要課題の1つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、地域と連携し、保護者や関係機関の理解や支援等を得ながら、いじめから生徒を救うとともに、未来を担う彼らに人権尊重や尊厳の保持、生命の大切さ等を理解させ、規範意識・倫理観の向上を図る。

(2) いじめは「どの生徒にも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、その防止等に向けて学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨として毅然とした態度で取り組んでいく。また、このことは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であるため、教職員が自らの問題として切実に受け止め、「いじめは人間として許されない行為」という認識のもと、被害者の立場に立って指導を進めていく。

3 いじめ対策に向けた本校の基本姿勢について

本校では次の3点を掲げ、迅速かつ的確に各方面と十分に連携して対応していく。

- (1) いじめ防止のための基本方針の策定と見直しの継続
- (2) いじめ防止のための実効性のある組織の構築
- (3) 未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応

4 いじめ対策のための組織の設置について

いじめ対策にむけては、実効性のある機動的な組織体制の確立が不可欠なため、本校では年次団・分掌を横断して組織を編成し、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

なお、その構成メンバーは次のとおりとする。

校長、副校長、教頭、生徒指導部長、教育相談保健部長、各年次主任（3名）

養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 以上11名

また、オブザーバーとして、PTA会長及びPTA生徒指導委員長の2名を招いて、適宜意見をいただき、取組への参考とする。

【いじめ防止対策委員会の具体的な役割】

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間指導計画（いじめアンケートや教育相談週間、総合的な探究の時間や学級・ホームルーム活動等におけるいじめ防止の取組など）の作成・実行の中核的役割を果たす。加えて、校内研修の企画・実施する。
- (2) いじめの相談・通報の窓口になり、複数の教職員が個別に認知した情報を収集・整理・記録して共有する。教職員が感じた些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせずに、進んで報告・相談できるように環境を整備する。
- (3) いじめの疑いのある情報があった場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定と保護者との連携といった対応をする
- (4) いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCA サイクルで検証を行う。
- (5) いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体とする。

5 いじめ防止等にむけた具体的な対応について

(1) いじめる心理から考える未然防止教育の取組

ア いじめに向かわせない態度の育成に向けた講話の実施

イ 授業や行事に主体的に参加できるわかる授業づくりの推進

ウ 生徒の自己有用感・自己肯定感の育成

エ 生徒自らがいじめについて主体的に学ぶ取組の推進

オ 専門家やスクールカウンセラーを招いてソーシャルスキルトレーニングの実施

カ 良好な人間関係を形成することの大切さについて理解を深める。

キ 学校行事等での取組に対しても、意義を十分に理解させ、取組に対する自己評価・改善を行う機会を設ける。

(2) いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

ア 根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級・ホームルームへの安心感を育む。

イ 学級・ホームルーム全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させる。

ウ いじめについて教職員全員による共通理解及び情報の共有

エ いじめを生まないための環境要因の改善と教職員の資質向上

(3) いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

ア 法律や自校の学校いじめ防止基本方針についての理解を深める。

イ 司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会を持つことで市民社会のルールを守る姿勢を身に付ける。

6 早期発見・早期解消の手だての実施について

(1) いじめに気付くための組織的な取組

ア 日常的な生徒観察及び声かけ

イ 定期的なアンケート調査及び生徒との面談の実施

ウ 家庭と連携したいじめについての情報共有

エ 教育相談体制の充実とその機能整備

(2) いじめへの対応の組織的な共通理解

ア いじめ発見及び通報等の情報を受けたときの初期対応

イ 被害生徒及び保護者への支援

ウ 加害生徒への指導及び保護者への助言

エ いじめが起きた集団への働きかけ

オ ネット上でのいじめ被害への対応

7 保護者との連携について

(1)未然防止に向けた日常的な情報交換

(2)いじめが確認された場合の事実関係の情報提供及びそれに関わる支援・助言

(3)被害者及び加害者の保護者との連携

8 地域の人々・外部組織との連携について

(1)地域が一体となって学校を核とした地域づくりを目指す「地域学校協働活動」との連携の推進

(2)保護者・地域住民が学校運営に参画して地域とともにある学校づくりを目指す「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」との連携の推進

- (3)HP を活用し、保護者や地域に対していじめの取組に関する情報発信
- (4)ネット利用及び生命尊重等を演題にした外部講師を活用した講話の実施
- (5)犯罪行為や生徒の身体・生命に被害が及ぶ際の警察並びに教育委員会との連携
- (6)PTA や地域の関係団体と学校関係者が協議し、地域ぐるみの取組を推進
- (7)重大事態が発生した際の第三者委員会の設置等による組織体制の確立

9 その他留意事項について

- (1)生徒と向き合う時間の確保にむけた校務の効率化
- (2)教職員の資質向上に向けた校内外研修の充実・促進
- (3)学校評価や教職員評価の活用

附則 この規定は、平成26年4月1日より施行する。

令和5年4月1日改定